

庁内各局部課長
各附属機関の長 殿
各地方機関の長
各都道府県警察の長

原議保存期間	1年(令和7年3月31日まで)
有効期間	二種(令和6年2月31日まで)

警察庁丁備三発第71号、丁企画発第224号
丁生企発第264号、丁刑企発第29号
丁交企発第86号、丁サ企発第34号
令和5年5月8日
警察庁警備局警備運用部警備第三課長
警察庁長官官房企画課長
警察庁生活安全局生活安全企画課長
警察庁刑事局刑事企画課長
警察庁交通局交通企画課長
警察庁サイバー警察局サイバー企画課長

新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針の廃止について（通達）

本日、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）上の新型コロナウイルス感染症の位置付けが5類感染症に変更されたことを受け、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（令和3年11月19日新型コロナウイルス感染症対策本部決定）が廃止された。

これに伴い、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針の変更等について（通達）」（令和5年1月31日付け警察庁丁備三発第5号ほか）及び「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針の変更等について（通達）」（令和5年2月13日付け警察庁丁備三発第9号ほか）は廃止するので、事務処理上遺漏のないようにされたい。